

発注標準額について

総合評価一般競争入札の発注標準額については、下記のとおりです。

総合評価一般競争入札発注標準額

業 種	ランク	令和元年度発注標準額（熊本地震以前の発注標準額）	
		令和元年度発注標準額	熊本地震以前の発注標準額
土木一式工事	A	7,000 万円以上	(7,000 万円以上)
	B	<u>4,000 万円以上</u>	(3,000 万円以上)
	C	-	(1,500 万円以上)
建築一式工事	A	1 億 6,000 万円以上	(1 億 6,000 万円以上)
	B	-	(4,000 万円以上)
電気工事	A	5,000 万円以上	(3,000 万円以上)
管工事	A	5,000 万円以上	(3,000 万円以上)
舗装工事	A	3,000 万円以上	(3,000 万円以上)
	B	-	(1,500 万円以上)
造園工事	A	4,000 万円以上	(4,000 万円以上)
水道施設工事	A	8,000 万円以上	(5,000 万円以上)
	B	-	(2,000 万円以上)
等級（ランク）付けのない業種		<u>1 億円以上</u>	(4,000 万円以上)

ただし、入札参加者が少ない等、競争性が確保できないと見込まれる場合は、総合評価方式を実施せず、最低制限価格を設けた一般競争入札を実施します。

平成 28 年熊本地震に伴い、発注標準額を一部変更して運用しております。ただし、土木一式工事 A、建築一式工事 A、舗装工事 A 及び造園工事 A については、令和元年度（2019 年度）より熊本地震以前の発注標準額に戻すことといたします。

令和元年度（2019 年度）10 月 15 日公告分より、土木一式工事 B 及び等級（ランク）付けのない業種については、発注標準額を一部変更して運用いたします。